

厚生労働省発職第 1023002 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

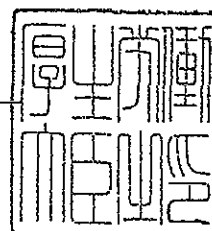
厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記の事項について、
貴会の意見を求める。

記

1. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に
関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱（別紙 1）
2. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に
関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱（別紙 2）

平成 19 年 10 月 23 日

厚生労働大臣 舩添 要一



(別紙1)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を
改正する政令案要綱

第一 適用対象業務

その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが
適当でない業務として定められている医師法第十七条に規定する医業の範囲から、派遣就業の場所を地
域における医療の確保のためには医業に業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させる必要があ
ると認められるものとして厚生労働省令で定める場所とする医業を行う場合を除くものとする。

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。

(別紙2)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 厚生労働省令で定める場所

地域における医療の確保のためには医業に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とすること。

一 都道府県が医療法第三十条の十二第一項の協議を経て同項の必要な施策として地域における医療の確保のためには医業に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院又は診療所であつて、厚生労働大臣が定めるもの

二 一に掲げる病院又は診療所に係る患者の居宅

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。